

空家の利活用を推進

空家の悩みは

ありませんか？

空家相談会を開催します

一般社団法人東近江市住まい創生センターと東近江市の共催による空家相談会です。市内にある空家の相続および財産管理、税問題について専門家が相談に応じます。
 時 2月26日(土)午後1時～午後4時

場 市役所東庁舎東A会議室
 対 市内空家の所有者または管理者
 ※今後、空家を所有または管理する見込みの人を含みます。
 定 6組(申込み先着順)
 持 固定資産税納税通知書など建物や土地の情報が分かるもの
 申 2月7日(月)～16日(水)
 午 前8時30分～午後5時15分
 ※土・日曜日、祝日を除く。
 申 問 一般社団法人東近江市住まい創生センター
 ☎ 0748-56-1574

野菜づくりに挑戦しませんか

市民農園の利用者を募集中

ゆったりとした時間の中で、土を耕し、自身の手で育てた新鮮な野菜を味わう。そんなすてきな暮らしを実現しませんか。農機具の貸し出しも行っていきます。

■農園区画と利用料 R4.1.13現在

区画	面積	空き区画数	使用料(年額)
小区画	35㎡	45	市内在住者13,800円
			市外在住者15,000円
中区画	70㎡	1	市内在住者23,000円
			市外在住者25,000円

■利用期間 4月1日(金)～令和5年3月31日(金)
 場 ファームトピア蒲生野いきいき農園(鈴町1522)
 申 利用許可申請書を郵送または持参してください。(先着順)

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

申 問 農業水産課
 IP050-5802-9020
 FAX0748-23-8291



市ホームページ



「人権文化の花咲くまち」の実現を目指して

ぬくもりメッセージ2021 最優秀作品決定

◆標語部門

「コロナでも つないでいいよ ころの手」藤村 ことこさん(湖東第三小1年)
 「ありがとう ころを結ぶ おくりもの」富江 望花さん(能登川北小6年)
 「そのいのち 世界で一つの たからもの」川瀬 詩さん(愛東中1年)
 「あと一歩 勇気を出して 思いやり」草野 菜摘さん(JAグリーン近江)

◆メッセージ部門

「人がいやがることをしない 二年一組にするために」高山 葵生さん(能登川西小2年)
 「ちがいで」田中 彩萌さん(八日市北小5年)
 「人権とは」枝連 美月さん(五個荘中1年)

◆ポスター部門

「大切にしよう みんなの笑顔」横田 侑さん(八日市北小3年)
 「思いやりの花をさかせよう」川添 凜さん(八日市北小4年)
 「十人十色」脇坂 の里さん(愛東中1年)
 「前を向いて歩いていく」Rosana Yumi Kage Hamamoto さん(日本ラチーノ学院)

応募総数は9,926点

- ・標語8,369点
- ・メッセージ828点
- ・ポスター729点

小学生、中学生、一般の各部から、最優秀賞11点と優秀賞46点を選びました。最優秀作品は、左記のとおりです。

【作品展示】

展示期間	展示場所
2月12日(土)～24日(木)	八日市図書館
3月1日(火)～11日(金)	市役所本館1階ロビー
3月28日(月)～4月10日(日)	湖東図書館

【表彰式】

日時	場所
2月11日(祝)10:30から	蒲生コミュニティセンター小ホール

問 生涯学習課
 IP050-5801-5672 FAX0748-24-1375

将来への橋渡し 国民年金

大切に保管してください
 社会保険料控除証明書
 (国民年金保険料)

国民年金保険料は、所得税および市民税・県民税の申告において全額が社会保険料控除の対象です。控除を受けるには、その年の保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要です。

このため、令和3年10月1日から12月31日までの間に初めて国民年金保険料を納付された人には、2月上旬に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。確定申告には、この証明書(または領収

証書)を必ず添付してください。
 なお、令和3年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人には、令和3年10月下旬に日本年金機構から同証明書が送付されています。紛失などで再発行が必要な場合は、彦根年金事務所または専用ダイヤルへ問い合わせてください。

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、実際に保険料を納付した人の社会保険料控除に加えることができるため、家族宛てに送付された控除証明書を添付して申告してください。

問 彦根年金事務所
 ☎ 0749-23-1114
 問 ねんきん加入者ダイヤル
 ☎ 0570-003-004

将来への橋渡し 国民年金

一部の障害年金受給者も
 所得の申告が必要です

一部の障害年金受給者(※)は、日本年金機構で所得の審査が毎年行われます。収入が障害年金のみであっても、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得が一定額以下の場合は、家族の扶養に入ることができます。扶養の申告漏れがないように注意してください。

※申告が必要な人とは、20歳になる以前から症状があり、病院を受診されている年金コードが「6350」の人や裁定替えの障害福祉年金を受給されている年金コードが「2650」の人です。

問 保険年金課
 IP050-5801-5631 FAX0748-24-5576

まちづくり活動の充実

宝くじ助成金で備品を購入

五個荘地区まちづくり協議会では、宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成事業を活用して備品を購入しました。今後、まちづくり活動に活用されます。

有孔展示ボード20枚、脚ポール22本、電動スクリーン1台、机12脚、パソコン1台、タブレット1台、丁合機1台



問 まちづくり協働課
 IP050-5801-5623 FAX0748-24-5560



新型コロナウイルス感染症対策

傷病手当金の適用期間が延長されました

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している人が、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主から給与の支払いを受けられないときは、傷病手当金が支給される場合があります。

傷病手当金の適用期間は、令和2年1月1日から令和3年12月31日まででしたが、令和4年3月31日まで延長となりました。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

また、傷病手当金を申請される場合は、事前に保険年金課に問い合わせてください。



市ホームページ

問 保険年金課
 IP050-5801-5631
 ☎ 0748-24-5576